

江戸川区農地管理基準

令和8年3月25日
江戸川区農業委員会

1 保全管理基準

- (1) 現に農業の用に供されている農地であること。
- (2) 肥培管理基準に従い耕作がされていること。
- (3) 建物（納屋・作業小屋・畜舎等）や温室、ビニールハウスは、農業用として使用すること。
※日常生活や農業以外の用途で使用しないこと。
- (4) 駐車スペース及び通路は、農業用で最小限とすること。
※農業用資機材以外のものを一時置場として使用していないこと。
- (5) 圃場が垣根等で囲われている場合、垣根等が適正に管理され、道路側垣根等越しに圃場を見通すことができる状態であること。

2 肥培管理基準

- (1) 野菜畑の場合
 - 1 雑草の繁茂がないこと。
 - 2 土が農業の用に供されるような状態を保っていること。（土が固まっていないこと）
 - 3 除草・耕耘（年に1回以上）を行い、土埃が状态的に発生するような状態ではないこと。
- (2) 果樹畑の場合
 - 1 剪定および肥培管理が行われていること。
 - 2 下草の管理が適正であること。
 - 3 落下した果樹や剪定枝が放置されていないこと。
- (3) 植木畑の場合
 - 1 販売用の管理が行われており、商品性が保たれていること。
 - 2 搬出・搬入・管理用の園内通路が確保されていること。
 - 3 雑草の繁茂がないこと。
 - 4 剪定枝が放置されていないこと。
- (4) 農地としての竹栽培の場合
 - 1 見通しが良く手入れをされている状態であること。
 - 2 雑草の繁茂がないこと。

3 改善指導

保全管理基準、肥培管理基準を満たしていない場合は、農地の状況に応じて、以下の改善指導を行うこととする。

- (1) 農業委員、農業委員会事務局による口頭指導
- (2) 農業委員長名による文書指導
- (3) (1)、(2)の指導に応じない場合、繰り返し農業委員会が個別指導を行い、その指導は改善・是正されるまで行う。

〈参 考〉

※農地法における「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう（農地法第2条1項）。

- ・「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じて肥培管理を行い、作物を栽培することをいう。
- ・「肥培管理」とは、作物の生育を助けるための農作業一般をいい、必ずしも施肥を要件とするものではない。
- ・「耕作の目的に供される土地」とは、現在耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できるような土地も含まれる。